

議案第 82 号

桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

桐生市国民健康保険条例(昭和 34 年桐生市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「40 万 4,000 円」を「40 万 8,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る桐生市国民健康保険条例第 5 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 82 号 桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

健康保険法施行令等の一部改正に準じ、国民健康保険の出産育児一時金の額について所要の改正を行おうとするものです。